

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第163号

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第48条第4項」の右に「第55条の6第1項」を加える。

第5条第1項中「規則第2条第1項」を「法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）」に、「第3項」を「規則第1条第5項」に、「書面」を「申請書」に改める。

第6条第1項中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改める。

第1号様式注及び備考以外の部分中 生活保護法施行規則第2条
□第1項 □生活
□第3項 □生活

□第24条第1項
保護法 □第24条第9項において準用する同条第1項 に改める。

保護法施行規則第1条第5項

第2号様式注及び備考以外の部分及び第3号様式注及び備考以外の部分中「生活保護法施行規則第2条第1項」を「生活保護法第24条第9項において準用する同条第1項」に改める。

第5号様式注及び備考以外の部分中「第24条第1項」を
□第24条第3項
□第24条第9項において

に改める。
準用する同条第3項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)